

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療  
広域連合

所在/〒263-0016  
千葉市稲毛区天台6-4-3  
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011

FAX 043-206-0085

# ちば広域連合だより

第40号

URL

<https://www.kouiki-chiba.jp/>

千葉県人口**6,275,934**人(令和8年1月1日現在) 被保険者数**1,016,260**人(令和8年1月31日現在)

※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

## 令和8年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

この度、令和8年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、医療分保険料額は2年ごとに、子ども・子育て支援金分保険料額は1年ごとに見直しを行います。

所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。保険料の軽減措置の詳細については2ページに掲載しています。

なお、**新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。**

### 令和8年度

年間保険料額 = 医療分保険料額 + 子ども・子育て支援金分保険料額※1

医療分保険料額  
(100円未満切捨て)

上限85万円※2

均等割額

51,000円

所得割額

賦課のもととなる  
所得金額※3 × 所得割率  
9.40%

+

子ども・子育て支援金分保険料額  
(10円未満切捨て)

上限2万1,000円

均等割額

1,310円

所得割額

賦課のもととなる  
所得金額※3 × 所得割率  
0.25%

||

年間保険料額

※1 子ども・子育て支援金分保険料は、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に構築する予定のため、1年ごとに保険料率が変わる可能性があります。

※2 医療分保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。

※3 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

### 保険料率改定の主な要因

#### ①医療給付費の増加

医療の高度化などにより、ひとりあたりの医療給付費(医療費総額から自己負担額を除いた費用)の増加が見込まれます。

#### ②後期高齢者負担率※の見直し

後期高齢者医療にかかる費用の一部を賄う現役世代の負担上昇を抑えるため、後期高齢者負担率の見直しが行われました。

#### ③診療報酬の改定

医療従事者等の賃上げ、物価上昇への対応など、医療機関等を取り巻く環境の変化への対応のため、診療報酬の改定が行われます。

#### ④子ども・子育て支援金の導入

令和8年度から、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みである、子ども・子育て支援金制度が開始します。

※後期高齢者負担率とは

医療給付費のうち、保険料でまかなう割合。全国一律。被保険者の増加、現役世代人口の減少により、令和8年度は13.27%(前回は12.67%)となりました。

### 子ども・子育て支援金とは？

全世代から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。法律により規定されており、令和8年度から段階的に実施することとなっています。令和8年4月分から従来の保険料とあわせて拠出いただきます。

詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。



こども家庭庁

# 保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。  
 令和8年度は、均等割額5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。  
 また、医療分のみ均等割額7割軽減に加えて、特例により、さらに0.2割軽減を行います。(7.2割軽減)

## 所得の低い方の均等割額の軽減

### ●軽減判定所得基準

令和7年度

軽減割合	軽減判定所得 <sup>*1</sup> 基準
5割軽減	43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup>
2割軽減	43万円+(56万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup>

令和8年度

軽減割合	軽減判定所得 <sup>*1</sup> 基準
5割軽減	43万円+(31万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup>
2割軽減	43万円+(57万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup>

### ●令和8年度軽減判定所得基準

軽減判定所得 <sup>*1</sup> 基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合 上段：医療分 下段：子ども・子育て支援金分	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup> 以下の場合	7.2割軽減	14,280円/年
	7割軽減	393円/年
43万円+(31万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup> 以下の場合	5割軽減	25,500円/年
	5割軽減	655円/年
43万円+(57万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) <sup>*2</sup> 以下の場合	2割軽減	40,800円/年
	2割軽減	1,048円/年

<sup>\*1</sup> 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。  
 ・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。  
 ・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。  
 ・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります)  
<sup>\*2</sup> 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。  
 ① 給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。  
 ② 65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。  
 ③ 65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

## 軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

## 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

- 国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。
- 「所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

# 保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

### ●年金収入が220万円のみの中身世帯の場合

#### 均等割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & \text{公的年金等控除額} & \text{特別控除額} & \text{軽減判定の基準額} \\ \hline 220\text{万円} & 110\text{万円} & 15\text{万円} & 95\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=43万円+57万円=100万円  
 ※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{10割-2割} & \text{軽減後の均等割額} & \\ \hline 51,000\text{円} & 0.8 & 40,800\text{円} & \text{①} \\ \hline \end{array}$$

#### 所得割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & \text{公的年金等控除額} & \text{基礎控除額} & \text{課税のとなる所得金額} \\ \hline 220\text{万円} & 110\text{万円} & 43\text{万円} & 67\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

課税のとなる所得金額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{課税のとなる所得金額} & \text{所得割率} & \text{所得割額} & \\ \hline 67\text{万円} & 9.40\% & 62,980\text{円} & \text{②} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{③} 103,700\text{円} \quad \text{※100円未満を切り捨てます。}$$

### 子ども・子育て支援金分

#### 均等割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & \text{公的年金等控除額} & \text{特別控除額} & \text{軽減判定の基準額} \\ \hline 220\text{万円} & 110\text{万円} & 15\text{万円} & 95\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=43万円+57万円=100万円  
 ※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{10割-2割} & \text{軽減後の均等割額} & \\ \hline 1,310\text{円} & 0.8 & 1,048\text{円} & \text{④} \\ \hline \end{array}$$

#### 所得割額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & \text{公的年金等控除額} & \text{基礎控除額} & \text{課税のとなる所得金額} \\ \hline 220\text{万円} & 110\text{万円} & 43\text{万円} & 67\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

課税のとなる所得金額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{課税のとなる所得金額} & \text{所得割率} & \text{所得割額} & \\ \hline 67\text{万円} & 0.25\% & 1,675\text{円} & \text{⑤} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{④} + \text{⑤} = \text{⑥} 2,720\text{円} \quad \text{※10円未満を切り捨てます。}$$

$$\text{年間保険料} \text{③} + \text{⑥} = 106,420\text{円}$$

## 収入ごとの保険料例

### ●単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額	14,590円	14,590円	21,360円	87,120円	136,180円	174,780円

### ●後期高齢者夫婦2人世帯(収入は年金のみ)の場合

※年金収入額は、夫の金額です。  
 ※妻の収入は、年金80万円以下を想定しています。

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額(夫)	14,590円	14,590円	21,360円	71,430円	125,720円	164,320円
年間保険料額(妻)	14,590円	14,590円	14,590円	26,150円	41,840円	41,840円
合計保険料額	29,180円	29,180円	35,950円	97,580円	167,560円	206,160円

# 新広域連合長就任あいさつ

このたび、広域連合長という大きな役目をお預かりすることとなり、身の引き締まる思いです。

発足当初の平成20年4月末時点における当広域連合の被保険者数は約49万2千人でしたが、令和8年1月末時点では約101万6千人となり、県人口のおよそ16%を占める規模へと大きく広がっております。

制度が変化を続ける中でも、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、健全で円滑な運営に取り組んでまいります。

被保険者の皆様をはじめ、関係者の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



千葉県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 小泉 一成  
(成田市長)

## 医療機関・薬局等の受診方法について

### ・マイナ保険証を利用する受診方法

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことを言います。健康保険証としての利用登録は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM等から行うことができます。

#### マイナ保険証の利用方法は？



※医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで、受診することができます。

#### マイナ保険証で受診するメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも限度額を超える支払いが不要になる
- 救急の現場でも過去のお薬・診療データに基づき適切な処置を受けられる

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

受付時間 平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分  
(年末年始を除く)

#### スマートフォンのマイナ保険証について

令和7年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました。

スマートフォンをマイナ保険証として利用するための事前準備や利用方法等の詳細は、厚生労働省ホームページ「スマートフォンのマイナ保険証利用について」をご覧ください。



厚生労働省

### ・資格確認書を利用する受診方法

当分の間、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付いたします。また、マイナ保険証で受診する際に第三者等の介助者を要する配慮が必要な方は、お住まいの市区町村に申請することで、資格確認書を交付いたします。この資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、従来通りの医療を受けられます。

## 年に1回健康診査を受けましょう！ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査(約1万円分)と、令和8年度に76歳になられる方の歯科口腔健康診査(約6千円分)を、県内全ての市町村にて**年1回無料**(健康診査後の治療費は有料)で実施いたします。

### 後期高齢者の健康診査

千葉県では、325,323人(令和6年度)の方が健康診査を受診しました。健康診査は、症状が出にくい病気の早期発見・治療・心身の機能低下を防ぐための第一歩になります。積極的に受診しましょう。



健康診査	病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。	<b>健康診査を受けるには？</b> 申し込み方法や実施期間、実施医療機関などは、市町村ごとに異なります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。
	令和8年度に76歳になられる方に歯科口腔健康診査を実施いたします。歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。 ・対象者：昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方 ・実施医療機関：千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関 ・実施期間：令和8年6月1日(月)～令和9年1月31日(日)	<b>歯科口腔健康診査を受けるには？</b> 対象者には、5月末に市町村から個別にご案内と「受診票」をお送りします。お手元に届くまでお待ちください。

### 健康診査の血液検査でわかること

目には見えない、ご自身の体の状態・変化を知るために役立ちます。

糖質	血糖	血液中のブドウ糖の量がわかります。ブドウ糖が適切にエネルギーとして細胞に取り込まれていないと、数値が高くなり、糖尿病が疑われます。	
	ヘモグロビンA1C (HbA1c)	過去1～2か月間の血糖の状態がわかります。血糖が高い状態が続くと数値が高くなります。糖尿病の検査として有効です。	
脂質	中性脂肪(TG)	重要な体のエネルギー源ですが、高すぎると動脈硬化や心血管疾患のリスクが増します。食べ過ぎ、飲み過ぎなどで高くなります。また、数値が低いと低栄養などが疑われます。	
	HDL	「善玉コレステロール」と呼ばれています。動脈硬化を防ぐため、数値が高い方が良いといわれています。	
	LDL	「悪玉コレステロール」と呼ばれています。過剰になると動脈硬化を進めます。	
肝機能	AST(GOT) ALT(GPT)	血液中の酵素の検査で、肝臓の状態がわかります。ASTは肝臓、心臓、筋肉などに、ALTは特に肝臓に問題が起こると数値が高くなります。	
	γ-GT(γ-GTP)	肝臓に障害が起こると高い数値になります。特にアルコールによる肝機能の障害があるときに高くなります。	

## 交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則ですが、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険給付を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。



### 交通事故などにあつたときは、必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(交通安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険給付を受けられなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。

## 高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和6年8月1日～令和7年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和8年4月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
  - 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した
- ※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの市(区)町村に  
お問い合わせください。

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

### ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- ジェネリック医薬品があるお薬について、自ら先発医薬品を希望した場合、特別の料金がかかります(医療上の必要がある場合や薬局に在庫がない場合などは特別の料金はかかりません)。

### 「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。

なお、医療上必要がある場合や薬局に在庫がない場合などで先発医薬品を選択された方にも、このお知らせが届く場合がありますのでご了承ください。



ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください  
(調剤薬局の在庫状況等により、処方を受けられない場合があります)

## 上手な医療のかかり方

まずは、身近な「かかりつけ医」をもちましょう！  
上手にお医者さんにかかれば、必要以上に医療費がかかる  
こともありません。



### Q:「かかりつけ医」最近よく聞くけどそもそも何なの?

#### A:近所や職場のお医者さんにかかってみて、決めましょう。

健康診断や予防接種などの機会に身近な医療機関に行くことで「かかりつけ医」を見つけるきっかけにもなります。身近な医療機関を探ることができる医療情報ネットを活用することも一つの方法と言えます。

#### ※医療情報ネット(ナビイ)とは

パソコンやスマートフォンで、診察日や診療科目、対応可能な疾患・治療内容などのさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスです。



### Q:いくつかの病院に行った方が早く治るものなの?

#### A:同じ病気で複数の医療機関にかかるのは控えましょう。

同じ病気で複数の医療機関にかけると、検査が重複したり、薬の飲み合わせが悪かったりして、体に負担となる場合があり、医療費の自己負担額も増えてしまいます。

また、休日・夜間に不要不急な受診をすると、診察までの待ち時間が長かかったり、結局、後日「かかりつけ医」に行かなければならなくなるばかりか、時間外の受診のため、通常よりも高い医療費を支払うこととなります。



### Q:夜中に家族の様子がおかしい、救急車!?

#### A:まずは慌てず#7119! 医療関係者に相談できて安心です。

「すぐに病院に行った方がいいか」や「救急車を呼ぶべきか」悩んだりためらう時に、医師・看護師等の専門家に電話で相談できるものです。#7119は千葉県でも実施しており国において全国普及を進めています。



## 千葉県救急安心電話相談 #7119

(ダイヤル回線・IP電話からおかけの場合は 03-6810-1636)

病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら、ご相談ください。

受付時間 平日・土曜日 18:00～翌朝 8:00  
日曜・祝日・年末年始・GW 9:00～翌朝 8:00

※【利用上の注意】救急安心電話相談は、相談者の参考としていただくものであり、医療行為ではありません。

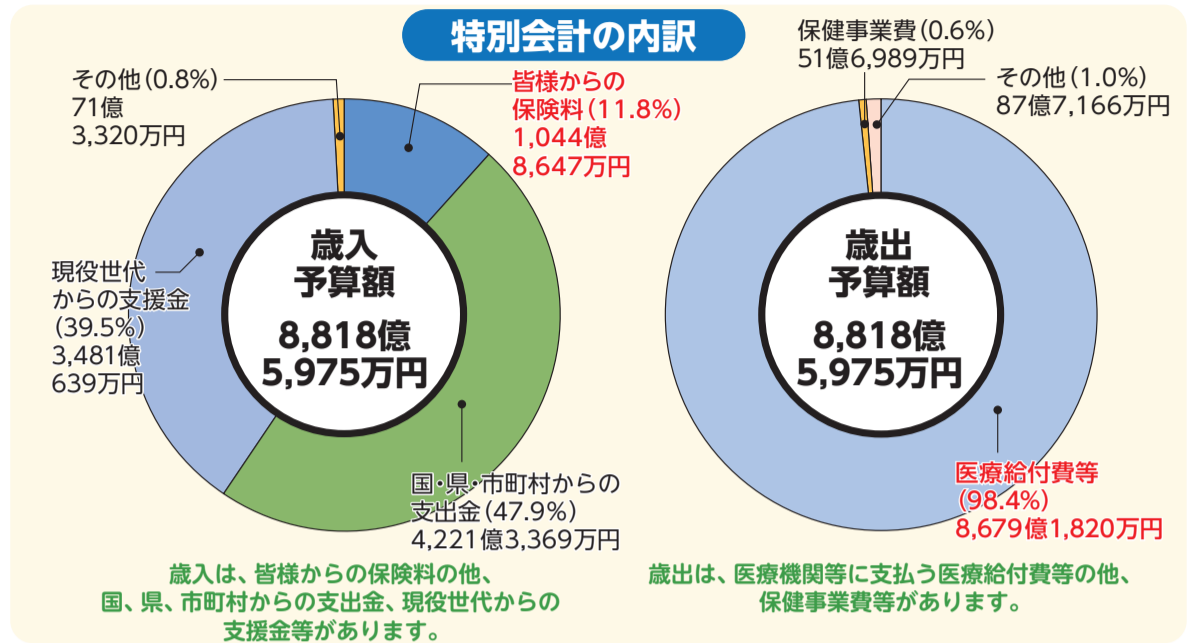


# 令和8年度(2026年度)の予算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の会計は、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

令和8年度の予算額は、特別会計8,818億5,975万円、一般会計36億2,235万円で、令和7年度と比べて特別会計で8%の増加、一般会計で5%増加しました。



## 令和8年第1回定例会が開かれました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月9日に開催されました。定例会では、令和8年度一般、特別会計予算などが審議され、可決しました(※会議録は後日ホームページに掲載予定です)。

### 第1回定例会の議決結果 (議案名中「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

■ 議案第1号	職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第2号	職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第3号	令和7年度一般会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第4号	令和7年度特別会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第5号	令和8年度一般会計予算	多数可決
■ 議案第6号	令和8年度特別会計予算	多数可決
■ 議案第7号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	多数可決

### 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿 (議員定数54人) (令和8年2月9日第1回定例会 現在) 敬称略

市町村名	議員名
旭市	伊場 哲也
我孫子市	澤田 敦士
いすみ市	半場 新一
市川市	大久保 たかし
一宮町	畑場 博敏
市原市	相川 真樹
印西市	金丸 和史
浦安市	末益 隆志
大網白里市	田辺 正弘
大多喜町	渡辺 八寿雄
御宿町	瀧口 一浩
柏市	岡田 智佳
勝浦市	松崎 栄二
香取市	高木 寛
鎌ヶ谷市	針貝 和幸
鴨川市	福原 三枝子
木更津市	渡辺 厚子
君津市	高橋 健治
鋸南町	青木 悦子
九十九里町	原田 教光
神崎町	大原 秀雄
栄町	大野 博
佐倉市	山本 英司
山武市	並木 幹男
酒々井町	白井 則邦
芝山町	坂井 慶子
白子町	今井 滋則
白井市	荒井 靖行
匝瑳市	石田 加代
袖ヶ浦市	山口 進
多古町	高坂 恭子
館山市	秋山 光章
千葉市	川合 隆史
銚子市	石神 嘉明
長生村	石井 俊雄
長南町	加藤 喜男
東金市	坂本 賀一
東庄町	越川 良男
富里市	河田 厚子
長柄町	佐久間 繁英
流山市	おだぎり たかし
習志野市	谷岡 隆
成田市	石渡 孝春
野田市	古橋 敏夫
富津市	平野 英男
船橋市	川井 洋基
松戸市	岩瀬 麻理
南房総市	阿部 美津江
睦沢町	島貫 孝
茂原市	高山 佳久
八街市	木村 由希子
八千代市	立川 清英
横芝光町	川島 富士子
四街道市	大谷 満子

◎は議長 ○は副議長 ※市町村名は五十音順

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、県内54市町村議会の議員のうちから選挙された議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃、予算案等を審議、議決する機関です。

### 今後の広域連合だよりの郵送について

年2回発行している「ちば広域連合だよりの」3月発行分は、これまで全被保険者世帯に郵送していましたが、昨今の郵送料の値上がり等に鑑み、今回発行分から郵送を行わず、市(区)町村窓口等により配布することといたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。



ホームページ

本紙、広域連合の運営について

総務課 ☎043-216-5011

保険料、資格確認書等について

資格保険料課 ☎043-308-6768

保険給付、保健事業について

給付管理課 ☎043-216-5013

議会について

議会事務局 ☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085 電話番号のかけ間違いにご注意ください。